

浜松市ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、浜松市内在住・在学のジュニアスポーツ競技者（中学生以下のもの。以下「競技者」という。）を増加させるとともに、競技者の競技力向上とその未来を応援するため、予算の範囲内において浜松市ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 競技の普及促進を図ることを目的として行う事業
- (2) 複数の団体の競技者で行われる競技力向上（大会を除く）に関する事業

2 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浜松市内に在住・在学している中学生以下の参加者が20人以上いること
- (2) 第5条の収支予算計画書（2号様式）において、利益及び余剰金が発生していないこと
- (3) 市税の未納がないこと
- (4) 会社法の第2条第1号のいずれにも該当しない団体であること
- (5) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業でないこと
- (6) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業ではないこと
- (7) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業ではないこと
- (8) 学校教育の一環として活動している団体ではないこと
- (9) 暴力団員（浜松市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）が、団体の役員等となっていないこと
- (10) 団体または当該団体を構成する者が、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと

(補助金額)

第3条 本補助金の補助率は、第4条の補助対象経費の1/2以内とし、同一年度における限度額は、一事業につき100,000円、一団体につき300,000円までとする。ただし、同一の事業に対して、本補助金を受けることができるのは、第5条の申請を行った年度から3年度（第5条の申請を行った年度を含む。）までとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるもののみとする。

- (1) 講師等謝礼金（旅費含む）
- (2) 会場使用料
- (3) 消耗品（印刷料含む）
- (4) 保険料

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算計画書(第2号様式)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)
- (7) その他(プログラム、パンフレット、チラシ等)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助金交付を受けた後、対象事業が終了したときは、事業費の精算後、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第7号様式)
- (2) 参加者名簿(第8号様式)
- (3) 収支決算書(第9号様式)

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付の額を決定し、補助金交付確定通知書(第10号様式)により通知する。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

- (1) 申請者が法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が本補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めた場合
- (4) 補助対象事業の完了により申請者に相当の収益が生じると認められる場合
- (5) 申請者が不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、第8条の規定による補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 4 申請者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 5 補助金の返還の請求を受け、本補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(補助金の返還)

第11条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(第12号様式)による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。